

平成19年12月11日

宮崎地家裁総務課印

平成19年度宮崎地方・家庭裁判所委員会（第3回）における議事概要

1 開催日時等

日 時 11月16日（金）午後1時30分から午後4時まで

2 場 所 宮崎地方裁判所大会議室

3 出席者（委員別，50音順）

（家裁委員） 隈部智代，黒木茂夫，小池覚子，成見幸子

（兼務委員） 綾部頼子，柄本重敏，椎葉昌彦，橋本明久，松尾昭一

（オブザーバー）伊藤裁判官，小松裁判官，為山高志，名倉次席検事，西森裁判官

（同席者） 民事首席書記官，刑事首席書記官，家裁首席書記官，首席家裁調査官

（庶務担当者） 地・家裁事務局長，同総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務係長

4 議事

(1) 裁判員裁判における「評議」の在り方について

(2) 裁判員制度広報の在り方について

5 意見交換会

- ・委員長：本日は最初に、「評議の在り方」について意見交換を行います。裁判員裁判の目指すところについては，裁判官と裁判員が対等の立場で議論をして結論を出していくという考え方と，裁判官がプロとして，これまでの知識や経験を基に判断し，それを市民がチェックするというところにあるという考え方があると思います。まず，このあたりから皆さんのご意見を伺いたいと思います。
- ・委員：裁判官と裁判員が得られる（結論に達するために必要な）情報量については，経験や知識の違いから格差があるのではないのでしょうか。市民は書類をもらったりしても，頭に入っていないと思います。
- ・委員：専門的な知識は差があると思います。その中で，一般市民を入れて裁判を行うというのは，裁判官にも刺激になると思いますが，「対等」というのは市民には抵抗があると思います。市民の意見を吸い上げて，裁判官が判断する方法もあるのではないのでしょうか。
- ・委員：裁判官と裁判員の持っている知識の違いはあると思います。一般市民と裁判官の対等な立場というのは難しく，評議についても，ある程度裁判官がリードしなければならないのではないのでしょうか。また，事実認定についても，証拠の見方などを，裁判官がかみ砕いて説明しても難しいのではないのでしょうか。やはり，悪いことをした人は罰せられる裁判でなくてはならないと思います。
- ・委員：実際の評議は，裁判官にある程度リードしてもらわないといけないと思いますが，一般市民は，健全な良識を持って裁判に参加しているので，オブザーバー的な参加ではいけないと思います。それでは，裁判員制度が意味のないものとなっ

てしまいます。ただし、評議における裁判官と裁判員の役割は違うのではないかと思います。色々な証拠を吟味するには専門の知識が必要だと思います。また、争点についての情報は共有するが、その他の情報量に差が出るのは仕方がないのではないのでしょうか。

- ・ 委員：裁判官が証拠の見方について意見を述べますと、参加した市民は、この証拠はそう見るのかと誤ってしまっているのではないのでしょうか。前回の評議では、評議の流れが変わるのを恐れて、私自身は評議の冒頭部分で発言を控えた経緯があります。
- ・ 委員：評議では、裁判官の意見にとっても影響を受けます。いっそ裁判官が評議に参加せず、市民だけで自由に意見が言えたらと思いました。ただ、裁判のルールは、法廷に提出された証拠のみで判断されるので限界があると思います。アメリカの陪審員制度は、市民だけで（有罪無罪の）判断をしていますが、裁判員制度は、市民と裁判官と一緒に判断するので、「日本流」の制度なのではないと思います。
- ・ 委員：前回の評議では、裁判官が裁判員にうまく質問してくれましたので、評議がやりやすく、また、争点も分かりやすかったです。評議の進め方も非常に勉強になりました。評議の中では、色々疑問点があったので、参加する私達も勉強しなければならぬと感じました。
- ・ 委員：前回の模擬評議では、証拠の見方の訓練をしていない市民は、これまでの自分の経験や価値観を活かせないままに参加していると感じました。誤判を防ぐという意味で市民が評議に参加するというのは疑問が残ります。市民の負担が大きいのではないのでしょうか。また、量刑については、裁判官からアドバイスがないと市民は分からないのではないのでしょうか。裁判員制度の趣旨と意義は、裁判官と裁判員は対等であるとなってはいますが、裁判官にリードされての対等ということになれば、市民参加の意味は薄れるのではないのでしょうか。
- ・ 委員長：公判前整理手続があるので、（裁判官と裁判員に）情報量の格差があるのは否めないと思います。また、事実を前提として、法律に当てはめるのは裁判員も同じですが、法律の知識が違うので格差は出てくると思います。そこで、裁判員に対して、事前の説明を尽くすことでその格差をなくす、それが裁判員裁判に臨む裁判官の心構えだと思います。その点、評議に関する裁判官のスタンスについて、（前回の模擬裁判に加わった）裁判官にお話をお願いします。
- ・ 裁判官（オブザーバー）：格差があるのは、法の知識と証拠への着目点の気付き方だと思います。それらは裁判長から十分に説明がなされるので、その説明を尽くせば同じ土俵で評議できると思います。
- ・ 委員：裁判員は、最初は非常に緊張しています。評議は、裁判員がいかにリラックスできるかに掛かっていると思います。リラックスした雰囲気作りにある程度時間を掛けても良いのではないのでしょうか。また、裁判官は市民から一般の感覚を聴き取ろうとすれば、対等ということは見えてくるのではないのでしょうか。
- ・ 委員長：裁判員がリラックスするための良いアドバイスはないのでしょうか。以前の広報行事のアンケートで、スーツの上着やネクタイを外した方が良いという意見もあったようですが、いかがでしょうか。
- ・ 委員：アンケートの中には、裁判所はサービス業と感じたという意見もあったよ

うですが、以前と違い裁判所もずいぶん変わったのではないのでしょうか。

- ・ 委員：裁判員は当日初めて顔を合わせるとのことですが、事前に顔合わせする機会があればリラックスできるのではないのでしょうか。
- ・ 裁判官（オブザーバー）：前回の模擬裁判では、開廷の1時間前から顔合わせも兼ねて、事前の説明をしたり、入廷の練習をしたりしたので、ある程度リラックスできたと思います。
- ・ 委員長：頻りに休憩を入れるのも（リラックスするために）有効ではないかと思えます。
- ・ 裁判官（オブザーバー）：前回の模擬裁判では、昼食をみんなで一緒に食べたのですが、そうすることで連帯感が生まれるのではないかと思えます。
- ・ 委員長：裁判官と裁判員は、チームとして裁判を行うので、連帯感というのは非常に重要です。評議の進め方については、評議の論点を評議室にスクリーンを入れて、議論と同時に論点を映し出す方法もあると思いますが、いかがでしょうか。
- ・ 委員：前回の模擬評議では、議論の中で論点と自分の考えがずれることがありました。スクリーンを活用してもらえると助かります。
- ・ 委員：ある程度場面や論点がずれていても、何でも話してもらうことが大事なのではないのでしょうか。
- ・ 委員：実際の評議にはどのくらいの時間を掛けるのですか。
- ・ 裁判官（オブザーバー）：前回の模擬裁判では、初日は中間評議的なものしかできませんでした。2日目に1時間くらいで、全体的には3日間で5時間程度ではないのでしょうか。しかし、昼食時にも話をするのができたので、実質はもう少し多いと思います。
- ・ 委員長：評議に費やす時間などについてご意見はありませんか。時間を掛けすぎてもいけないし、裁判官がリードしすぎて（時間が短くても）裁判員から不満が出ます。そこが難しいところだろうと思います。
- ・ 委員：評議の時間が5時間程度というのは短いのではないのでしょうか。
- ・ 委員：自分の意見は言えたと思います。
- ・ 委員長：争点整理は良かったのでしょうか。
- ・ 委員：ある程度（裁判官に）リードしてもらおうと議論がしやすいですが、裁判官の言葉の中に意見が含まれると、裁判員はそれに流されてしまいます。前回の模擬評議の後、裁判官と話をしましたが、「評議は乗り降り自由」という言葉があることを聞いてなるほどと思いました。
- ・ 委員長：我々裁判官も納得した上で意見を変えることもあります。
- ・ 委員：最終的な自分の結論は多数意見とは違っていました。多数意見の話を聞くと、自分の意見は間違っているのかと不安になりました。
- ・ 委員：裁判員制度は参加する市民の力量に掛かっているのではないのでしょうか。裁判官は評議について訓練を続けるが、裁判員は常に初心者だから市民の力量に掛かる部分が多いと思います。高校生くらいの学生に、自分が将来裁判員になるのだという教育が、今後大きな柱となることを位置づけて欲しいと思います。
- ・ 委員：裁判官は人の意見を受け容れるという体質が乏しいので、それを学んで欲

しいと思います。

- ・ 委員：裁判官が、市民の意見をどれだけ傾聴してもらえるか、裁判官が意見を聴くという姿勢を示せば、市民も（意見を）言いやすいのではないのでしょうか。
- ・ 委員：裁判員の年齢構成によっても意見の出方が違うのではないのでしょうか。年齢構成の調整はできないのですか。
- ・ 委員長：裁判員の選任は無作為となっています。ただ、前回の模擬裁判では、裁判員の中に女性が一人だけだったので、意見が言いにくかったという感想がありました。
- ・ 委員：近所の主婦と裁判員制度の話をしましたが、裁判員制度の知識に大きな差が出ました。裁判所でも広報活動をやっているようですが、まだまだ足りないと感じました。
- ・ 委員：裁判員の構成で考え方に差が出るのではないのでしょうか。警察の立場からは、裁判員に納得してもらえる捜査をどのようにやるかと感じています。それを市民の常識で判断してもらいたいと思います。また、捜査段階で認め、公判廷で否認に転じたら裁判員は何を信じればよいか分からなくなると思います。裁判長は評議をうまく進めて欲しいと思います。
- ・ 委員長：分かりやすい調書や証拠を提出してもらうことは、裁判員制度には非常に重要なことです。そういう意味では、裁判所だけの努力では限界があると思います。
- ・ 委員：裁判員制度が始まるということは、市民に認識されてきたと思います。しかし、裁判所は敷居が高くて当然です。裁判員制度広報も必要ですが、それ以前に裁判をしっかりとって欲しいと思います。裁判官が評議室のテーブルの配置や裁判員がリラックスする環境作りを気にする必要があるのかと感じます。裁判員制度は良い制度ですが、裁判官の負担も大変だと感じました。
- ・ 委員長：裁判官の負担も大変なものですが、裁判員制度が決まった以上、我々は制度実現に向けて努力していきます。皆さんも側面からそれを援助してもらいたいと思います。日本人は議論したくないという感覚が少なくないと感じますが、この制度によって、議論ができる日本人に近付ければよいと思います。この辺で、当庁での裁判員制度に対する取組状況の現状を説明し、引き続いて、二点目の裁判員制度広報の在り方について御意見を伺いたいと思います。
- ・ 委員長：それではここで「裁判員裁判の運用に関する検討状況」について、宮崎地裁刑事首席書記官から説明させていただきます。
- ・ 刑事首席説明
裁判員裁判の運用に関する検討状況について（説明）
- ・ 委員長：続きまして「宮崎地裁の裁判員制度に関する広報・啓発活動の取組状況」について事務局から説明をさせていただきます。
- ・ 事務局長説明
宮崎地裁の裁判員制度に関する広報・啓発活動の取組状況について（説明）
- ・ 委員長：それでは続いて裁判員制度広報活動についてご意見を頂きたいと思います。これまでの広報活動について、裁判所は「対話型」の活動を中心に行ってきました。先日、福岡高裁長官と東国原知事との対談があったのですが、知事の話の中に、国民は法廷物のサスペンスは非常に視聴率が高い、言葉は悪いが、サスペンスドラマ

感覚で参加してもらえれば、という意見も出ました。

- ・ 委員：裁判員制度広報には予算がかかると思うが、十分な予算がかけられるのでしょうか。
- ・ 委員長：予算は少なく、手作りの広報活動が多いです。それでも最大限の効果が出せたと思います。また、宮崎のメディアが広報行事を積極的に取り上げてくれるので助かっています。
- ・ 委員：予算は少ないということですが、裁判員を主人公にしたドラマ等を制作すれば良いのではないのでしょうか。
- ・ 委員：先ほどの知事の意見は東国原知事らしい意見だと感じました。裁判員制度が始まることは認知されてきましたが、制度の具体的中身については、まだまだ知られていないと思います。管内のミニフォーラムを実施しているということですが、その中で模擬裁判などの回数を増やせば県民の理解も進むのではないのでしょうか。また、裁判員制度が始まる1年前記念として特定の日（法律公布日の5月28日など）を決めて催し物を実施しても良いのではないのでしょうか。
- ・ 委員：法律の施行までのカウントダウンイベントなども良いのではないのでしょうか。
- ・ 委員：広報行事の際に、裁判員を経験したい方に評議に参加してもらえば理解が深まるのではないのでしょうか。
- ・ 委員長：これまで模擬裁判等に参加された方からは、「犯罪は身近なものなのですね。もっと自分たちのこととして考えなければいけませんね。」といった意見が出ました。もっと多くの方にそのようなことに気付いて欲しいと思います。
- ・ 委員：今回の委員会の資料は公開してもよろしいのですか。もし、公開できるようであれば、私自身が10分間のラジオ番組を担当しているので、今度ラジオで紹介したいと思います。
- ・ 委員長：是非お願いいたします。当庁の広報イベント「裁判官とかたらんネ!!」の紹介も併せてお願いいたします。
- ・ 委員：前回開催された「裁判官とかたらんネ!!」はどのようなアピールを行ったのですか。
- ・ 委員長：職員一人一人がチラシを配布したりして、参加者を募りました。
- ・ 委員：大学などで広報行事を実施すれば効果的ではないのでしょうか。先日、裁判所は椎葉村で広報活動を実施したということですが、椎葉村は弁護士も居ない地域なので、弁護士会としてももっと力を入れなければと思います。
- ・ 委員：県内自治体の広報誌にイベントなどの予定を掲載しているようですが、定期的に裁判員制度のコーナーを創ってもらうのもよいのではないのでしょうか。
- ・ 委員：子育て中の方に知ってもらうために、学校などの日曜参観日に併せて広報をやってはどうでしょうか。
- ・ 委員：PTAの母親学級などの参加状況はどうでしょうか。
- ・ 委員長：PTA関係では傍聴や裁判員制度説明の申込みも多く、裁判官も参加して、積極的に意見交換を実施しています。
- ・ 委員長：本日は、活発なご意見をありがとうございました。次回のテーマについては、

引き続き「裁判員裁判」を取り上げさせていただき、「裁判員選任手続の辞退事由」等についてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ・ 全員：了承
- ・ 委員長：次回の委員会期日は、定例開催日である平成20年5月16日（金）午後1時30分からということによろしいでしょうか。
- ・ 全員：了承

以 上